

岩手県告示第566号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成21年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 下閉伊郡川井村大字箱石第6地割字反目141の128、141の129、141の131
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため